

平成25年3月27日

各位

東京都公立中学校PTA協議会
会長 水上幸夫

平成24年11月29日、都庁第一本庁舎会議室にて事前に送付してあった都中Pからの要望書に対して、教育庁から回答がありました。以下にその問答を記載いたします。

東京都教育委員会への要望と回答

1 公立中学校の授業のレベルアップに向けて

1. 中1ギャップ対策の継続について

東京都教育委員会（以下都教委）におかれましては、平成22年4月から〔小1問題・中1ギャップ〕の予防・解決策のために、中学校1年生に対しての教員の加配を、導入していただいているところです。これによって、加配された学年では学級規模の縮小やチームティーチングの導入など、学校の実情に即した方法を選択することができています。

中1ギャップ対策は、平成23年度につきましては1学級38人を算定基準として、平成24年度につきましては37人を算定基準として教員の加配が実施されました。しかし、この基準は1年生にだけ適用され、2年生になる時には最大40人のクラスとなってしまうため、〔中2ギャップ〕が報告される事態が起きているところです。また、その学年は学級減となり、加配を受けた学校も教員を放出しなければなりません。1年生での担任の先生が学校を離れることは生徒に不安をもたらし、保護者としては避けたい事態です。学級数を増やすにしてもチームティーチングで対応するにしても、教育効果が上がっていることは「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための『教員加配に関わる効果検証』に関する調査報告書」などの様々なアンケート調査からも明らかです。ぜひこの制度を中2・中3にも適用していただきたいと思います。

【回答（地域教育支援部義務教育課）】

文部科学省は平成24年度の概算要求で小学校第3学年から中学校第3学年までの36人以上学級の解消のため、新たな教職員定数改善計画案を作成し、その初年度分予算を計上しているところです。そのところから都は中学校第2学年以降の「教員の加配の実施」については国の予算の動向を注視しております。

合わせて人事部人事計画課の方の回答もごぞいます。

中一ギャップ加配は中学校第1学年の生徒が中学校入学後の環境の変化、小中学校間のギャップによって学習・友人関係・生活などに関する不安やストレスを持つ状態を予防するための加配となっております。中1ギャップは中学校第2学年・第3学年を現在のところ、対象としてはおりません。

【質問】

国の動向を見てという回答ですが、文科省が35人を望ましい学級の単位として打ち出しており、毎年毎年「5カ年計画」とか言って新聞紙上をにぎわしていながら、財務省が予算化して法律の制定と言う流れに行かないために35人学級が実現していないと認識しています。法律上、中学校の学級規模は基本的には40人です。学級内の人数は例えば160人の学年だと「37人学級」では32人×5クラス、「40人学級」だと40人×4クラスになります。また、40人の学年ですと、「37人学級」では20人×2クラス、「40人学級」では1クラスとなります。都の加配で1年生時20人だったクラスが2年生では40人になってしまうということです。現在、40人学級で、中1に37人の加配ですから、1年生から2年生へ、学級規模が大きくなります。また、学級減により、1年生での担任の先生が学校を離れるという事態を防ぐためにも中1での加配を中2へと継続していただきたいと思います。

昨年9月に文科省が教職員定数改善計画案を出しましたが財務省は少子化を理由に逆に減らすようにと言っています。その教職員定数改善計画案の中で文科省は「地方の自主的な取り組みを支援する観点から、都道府県の判断で、少人数学級実現の対象学年を選択できる」という考え方を示していますし、他県では独自予算で35人編成を行っているところも多くなって来ています。中1にとどまらず、中2・中3にも都としての加配をお願いします。

2. 教員の資質向上について

東京都では平成14年度より指導力不足の教員に対して[指導力ステップアップ研修]を実施し、指導力の改善に努めていただいているところです。しかし、それ以前に現場における研修がさらに力を発揮するのではないのでしょうか。都教委のお考えのOJT(職場研修)がもっと有効に行なえるような、例えばOJT研修担当者の授業時数軽減など、環境づくりをお願いします。

また、現在の制度では、校長の具申に基づき区市町村教育委員会が観察した後、東京都の管理主事が授業を観察して、本人に意見を聞いたうえで、さらに、外部委員の方々にその状況を説明したうえで、意見をいただき、指導力が不足しているとして、[指導力ステップアップ研修]を受講するということになっていますが、指導力不足の教師の発見から、研修までの時間がかかり過ぎ(半年くらい)、それは生徒にとっての大きな損失になります。3年間しかない中学校生活の中では、一日一日がかけがえのないものであることは言うまでもありません。もっと、スピーディーな対応ができないものかと思います。

また、保護者側から見ると問題がある先生を現場から研修対象者として挙げる場合、学校として評価が下がるという意識が学校管理職の中にあるのではないかと懸念もあります。学校側が利用しやすく、生徒や保護者の意見も反映しやすい制度の構築をお願いします。

もちろん保護者側も、すぐに「指導力不足！」と騒ぐのではなく、「自分たちの学校で良い先生に育ててもらおう。そのためにまず、出来る協力は惜しまない。」という前向きな姿勢を忘れてはいけないことは重々承知しています。

【回答（人事部人事計画課）】

OJT 研修の担当者の授業時数軽減についてですが、若手教員(新採3年目まで)の育成に当たる教員に対する時数軽減についてすでに実施をしております。

【回答（人事部職員課服務担当係長）】

「学校側が利用しやすく、生徒・保護者の意見も反映しやすい制度の構築をお願いします。」との要望に対する回答ですが、指導力ステップアップ研修は平成14年度より、その名称で実施していました。けれども、平成22年度より「指導改善研修」それから「指導に課題がある教諭に対する研修」と名前を改め、区分し規則及び関係要項に基づき実施しています。

指導力不足教員の申請に関しましては管理職等が継続的に指導を行ったうえで、なお問題となる状況の改善に特別な研修が必要であると見込まれる場合に、業績評価ですとかその他客観的な事実に基づいて都教委あてに申請を行っていただくというような制度になっております。また、緊急を要する場合には適宜申請を受け付けるような制度にしております。

【質問】

東京都では初任者研修（2年目・3年目）と経験者研修（10年目）が必修となっておりますが、「指導改善研修」は同じ研修と言う言葉を使っても全く異なるものです。授業を離れて「指導改善研修」を受けに行くということは「教壇に立たせておくことが不適切」と判断されるわけで、分限処分と言って服務事故による処分に値するそうですね。「ちょっと研修受けてきたら？」というものではないのです。校長が具申するときにそれがパワハラであってはいけないので、都教委からの管理主事も授業観察に来ます。また、授業の良し悪しは数字で表せるものではなく程度問題ですから、大抵の場合本人は「自分はちゃんとやっています。」と言うわけです。このように、慎重に観察していくから減多に研修まで行く人はいないし、時間もかかります。そして、この間この先生は教壇に立ち続け、中学生にとって貴重な時間が過ぎて行きます。

わたしたち保護者は、別に先生を退職に追い込みたいわけではなく、子どもが質の高い授業を受けられるようにしてほしいのです。

現場で接している校長や副校長は、業績評価をするために全部の先生の授業観察をしているわけですから、指導力不足の心配のある教師がいた時に現場研修を強化することが有効なのではないでしょうか。そのために主幹教諭レベルの先生をOJT担当者として授業軽減措置をしてもらいたいと思います。そしてそれでも不適格が疑われる先生について新しい制度を構築してください。

【回答（人事部職員課服務担当係長）】

指導改善研修と言いますと、今まで、約90名超の指導改善研修を実施しまして学校に復帰できたのが22名程度で、残りは自主退職、またはおっしゃるような処分という方向に進んでおります。

そこまでに至らない内にOJTとその他の研修を強化していただきたいと言うのはたしかにその通りですので、現在、指導力を向上させるための任意の先生たちが自分で応募して受講する研修と言うものを教職員研修センターで用意しており、そういったものを夏季休業中ですとか開催しております。

【質問】

また、別な視点からですが、教員の選考基準にぜひ学力だけではなくコミュニケーション能力を入れてください。いくら学力が高くても、それを伝える能力が低くては生徒に伝わりません。生徒

に知識を与え、能力を引き出す力を持った先生を選考していただきたいものです。

3. 副校長の複数配置の推進について

副校長は職員室の要の位置にいて職員室の元気を握っている人です。しかしながら、副校長には校務のほかに地域と学校のパイプ役や学校で起こるトラブルへの対応、PTAのサポートもあり、あまりにもたくさんの仕事が集中し多忙を極めています。副校長の机の前に行列が出来るのは珍しいことではなく、相談したいことがある新任教諭が話を聞いてもらえない場面もあるようです。昇任試験を受ける教師が少ないのも、あまりにも忙しそうな副校長職に魅力を感じられないからだと言われてしています。

区で独自の予算を付けて課長級職員を配置し事務系の副校長とし、『副校長二人制』を実施しているところもあります。

副校長を配置している東京都として複数配置の推進をお願いします。

【回答（人事部人事計画課）】

副校長の複数配置につきましては、国の基準に基づく都の定数配当基準によっております。都の教職員定数を取り巻く状況が厳しい中、全学校への複数配置は困難な状況です。

4. 学校司書の全校配置について

現在、学校図書館には図書館司書ではなく司書教諭が配置され、その司書教諭への週2時間の時間軽減措置という形がとられています。学校図書館での調べ学習の充実は新たな知識欲を生み、読書による読解力の向上はすべての科目の学力向上に繋がると思われ、そこには司書の指導が大きな力を発揮します。司書教諭の2時間軽減措置にとどまらず、専任の学校司書の配置をお願いします。

今年度から5カ年計画として学校司書の配置、蔵書の充実、新聞の購入のために国から交付されている地方財政措置がきちんと学校司書の配置や図書館の充実のために使われますように、東京都としての取り組みをお願いします。

【回答（人事部人事計画課）】

学校図書館法第5条第1項におきまして「学校には学校図書館の専門的職務を司らせるため司書教諭を置かなければならない」とされております。

また、同法第5条第2項で「司書教諭は教諭をもって充てる」とされておきまして、都教委では司書教諭の資格を有する教諭を校務分掌として担当させております。学校図書館の利用指導につきましては司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで行われるべきものと考えております。そうしたことから国の基準にない、専任の司書の配置は考えていないところです。

【質問】

今年2月に5カ年計画として、司書教諭ではなく「学校司書」と蔵書の充実、新聞の購入のために国の地方財政措置が決定していると思います（人に150億円、蔵書に200億円、新聞に15

億円、これを5年間)。これは交付金として区や市に入っているはずですが、地方財政措置による交付金について国は、使い道について指導・助言は出来ても、命令をすることはできず、区市に行った時、別のことに使われてしまうことがあると言います。この地方財政措置がきちんと図書館の充実のために使われるように都としての取り組みをお願いします。

図書館司書について文科省は「学校図書館担当職員（いわゆる）学校司書」は常勤・非常勤を問わず、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員をいい、教員やボランティアであるものを除く」と定義しています。司書教諭の配置ではなく、学校図書館担当職員である「学校司書」の配置を要望します。

2 生徒の豊かな人間性を育む学校作りについて

1. 養護教諭の増員について

学校は学習の場であると共に集団生活の中で社会性や協調性を育てる場でもあります。中学校生活を通じて、豊かな人間性を育むべくきめ細かく指導をしていただいておりますが、思春期のこの時期の中学生は多くの悩みを抱えています。「いじめ」による自殺が社会問題化していることもあり、昨年度、財政的に厳しいという回答を頂いている中で、子どもたちの心と身体を守るための取組の要望です。

常駐する養護教諭は生徒にとって話しやすい存在であり、そこでの会話は「いじめ」の発見に大きな力を発揮しています。また、朝、気分が悪くなって訪れた生徒が親の育児放棄によって食事を与えられていないことが分かったり、生徒とのちょっとした会話から、親による虐待が見えたりすることもあります。不登校に陥る生徒の前段階としての保健室登校の実情もあります。特別な支援を必要とする生徒は増加しており、通級の特別支援学級に通う生徒も通常学級に在籍していますが、その周辺ではトラブルが多く発生し、養護教諭はそんな時の生徒の相談相手にもなっています。このように、現在、養護教諭は受け持つものが多岐に亘るようになり、一人では対応しきれない状態です。また、養護教諭は出張や生徒の病院への付き添いをする場合、保健室を施錠せざるを得ません。

昨年度、『養護教諭の複数配置につきましては、国の定数改善に関する動向を見ていかざるを得ません。』という回答でしたが、東京都として、教職員定数外となる「非常勤・再任用教員」として、養護教諭の複数配置の推進を、国に先駆けて実施していただけるようご検討をお願いします。

【回答（人事部人事計画課）】

定数外の「非常勤・再任用教員」として、養護教諭の複数配置についてですが、養護職員の定数につきましては国の基準に基づく都の定数配当基準により算定しております。養護教諭の複数配置については国の定数改善に関する動向、および、都の職員定数を取り巻く状況や財政状況等を踏まえた対応を行っていくこととなります。

【質問】

「非常勤・再任用」の教員は定数外だと思います。再任用の先生はお年を召していらっしゃる

すが経験もあって子どもの話を聞くのにはとってもいい方たちです。「非常勤・再任用」なら経費も抑えられますから、国の定数外だと思いますので、都として配置をしていただきたいです。

【回答（人事部勤労課計画係長）】

再任用も定数換算されます。非常勤はされませんが再任用はされます。

【質問】

現実に週4日勤務の「非常勤・再任用」という形の方がいらっしゃいます。スクールカウンセラーは1日7時間45分勤務で44,000円（単純計算すると週4日勤務だと70万円以上）ですが、この「非常勤・再任用」という形の方は月に16~18万円だと言うことです。団塊の世代の大量退職以来、定年退職者は多いはずですので、生徒たちの心の安定のためにもぜひ「非常勤・再任用」の養護教諭の採用による養護教諭の複数化をご検討ください。

2. スクールソーシャルワーカーの導入

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。互いの関係が希薄な社会で生きることを強いられ、孤立感を深めている子どもたちが、安心して暮らし、それぞれの可能性を十分に発揮できるような環境を作り出す必要性はますます高まっています。

学校生活や家庭・地域での生活に不安を抱えている子どもたちは、結果としていじめ、不登校、暴力行為等、非行や問題行動に走ってしまいます。これらの指導はこれまで学校の教員が中心となって行って来ましたが、その背景には家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合うため、時に学校だけでは解決困難なケースが増えてきています。こういったケースでは積極的に関係機関等と連携した対応が求められます。このような家庭や地域の環境に依存する、生徒指導上の諸課題に対応した効果的な取り組みを進めるためには、スクールソーシャルワーカーの導入が効果的だと考えます。スクールソーシャルワーカーによって、児童相談所を始めとした行政機関などの外部機関と学校の連携が構築され、保護者の経済状況や就労状況などの家庭の状況にも相談に乗り、関与を深めていくことができます。国は、児童生徒の心の問題をケアするため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの導入を進め、全国の公立中学校に配置を進めるとともにその充実に努め、一定の成果を挙げているところです。さらに踏み込んで、学校をベースにしてソーシャルワーク（福祉）的なアプローチをするスクールソーシャルワーカーを導入することによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポート体制の構築をお願いしたいと思います。平成20年度と21年度に一部実施されたようですが、さらに推進していただきますようお願いいたします。

【回答（指導部指導企画課）】

スクールソーシャルワーカー活用事業は国の活用補助事業を受けて実施主体である区市町村教育委員会からの配置希望により、平成22年度は24の区・市・町、平成23年度は29の区・市・町で実施してまいりました。本事業は、平成20年度は委託事業として経費の全額を国が負担して開始されましたが平成21年度からは都の経費の1/3を国が負担をする補助事業となっております。

このように制度として東京都の負担が増となっていることから、引き続き国の補助を受けながら

事業を実施してまいりますけれども、平成24年度は区市町村からの配置希望に基づき、31の地区に配置を拡大して実施しています。

【質問】

発達障害の生徒は通級の特別支援学級に通ってその生徒の苦手な部分を補ったりできますが、家庭や生徒を取り巻く問題によって、いじめや不登校といった問題行動をする生徒はそういう対象ではありません。スクールソーシャルワーカーはそういった生徒の家庭にまで入って行ってその子の問題を探ったりして対応できる人です。

私も調べたのですが平成20年に始まった国からの補助が1/3になっているんですね。これは、区や市からの要望があれば1/3出して派遣してくれるということですか？何人までと決まっているとかではないですか？

【回答（総務部教育情報課広聴担当係長）】

総額とか何か、いくらでもそれに対して無制限に国が1/3補助していくという仕組みではないのではないかと、枠であるとかパーセンテージとか何かの条件があるのではないかと思うのですが。

【後日回答】

スクールワーカー活用事業の経費については、実施する区市町村が2分の1の負担割合で実施しています。なお、国は都の負担分の3分の1を補助しています。本事業の実施に当たっては、国及び都の補助金の予算額の枠内で、実施を希望する自治体との間で調整を図り、補助額を決定しています。

【質問】

町田市では、今、問題視されているいじめについてサポートチームが出来ており、その人員構成は指導主事と元校長先生とスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと聞いています。ぜひ、スクールソーシャルワーカー活用事業を推進してください。

3 施設設備について

1. 古い校舎の建て替え促進

学校の校舎が昭和40年代から鉄筋コンクリートになりましたが、近年コンクリートの耐用年数を超える学校が増えてきており、耐震工事がなされているとは言っても不安があります。また、体育館においても老朽化しているところがあります。校舎や体育館の全面的な建て替え工事には大きな金額が掛かり、区市にとっては大きな負担です。東京都として、建て替えの基準を示し、老朽化した校舎や体育館の建て替えに、補助金を設けていただきますようお願いします。

【回答（地域教育支援部義務教育課）】

校舎その他の施設設備については、当該学校を設置する区市町村の教育委員会が執行事業とされています。老朽化した校舎等の建て替えに関しては各区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて判断を行うこととなります。

現在公立中学校の校舎等の建て替えには国からの補助金が設けられており、都教育委員会は区市

町村教育委員会に対し、国の財政支援制度を活用して学校の施設整備が推進されるよう指導助言に務めております。

【質問】

文科省が 8 月に「学校施設の老朽化対策ビジョン」と言うのをを出していて、一斉にコンクリート化された建物がみんな老朽化しているのでこれから順次建て替えを行っていくと言っています。また、「学校施設の老朽化対策ビジョン」の中では通常の改修よりグレードの高い改修を行うことにより 70～80 年の長寿命化が技術的に可能になっており、改築ではなく長寿命化改修を行っていくということも言っています。東京都でも、それに沿って、改築・改修がなされることをお願いします。

2. 体育館や特別教室の冷房化について

多摩地区でも都教委の補助金の成果として普通教室が冷房化されました。しかし建物の構造や夏の暑さにより、部活動中の熱中症等が多発しています。体育館の空調への補助、また、学習環境の改善に向けて、特別教室へもエアコンの設置をお願いします。

【回答（地域教育支援部義務教育課）】

校舎その他の施設の整備につきましては当該学校を設置する区市町村の教育委員会が執行する事業とされております。特別教室等へのエアコンの設置に関しては各区市町村の教育委員会がそれぞれの実情に応じて判断を行うこととなります。また、公立中学校の経費につきましては学校を設置する区市町村が負担することとされています。空調設備につきましては、平成 22 年の記録的猛暑をふまえて緊急的な対応が必要と判断しまして例外的に都として財政支援を行ってまいりましたが、補助対象とする教室は普通教室に限っております。都としては普通教室に冷房を導入することにより、生徒が学校で過ごす時間の多くについて環境改善が図られると考えておりまして体育館等への空調導入に拡大して補助を行うことは考えていないところでございます。

4 部活動について

1. 顧問教諭の確保と処遇

部活動指導は教員の職務とすることになっていますが、多くの熱心な先生は、日曜日は試合・大会の引率をし、また、生徒の向上心に応じて夏休みも指導に出向くため、休日出勤の振り替えも取り切れない現状があると聞きます。顧問教諭に対しては東京都として教員特殊業務手当を国の基準（4 時間 1200 円）より多く（4 時間 1600 円）、休日の試合引率は一日 8 時間程度で 1700 円支給していただいておりますが、その先生の私生活への負担を考えれば少額です。このように部活動が一部の先生の滅私奉公的なボランティア活動に依存していてよいのでしょうか。中学校の部活動は、子どもたちにとって学校生活で大きな比重を占めていますが、このままでは公立中学校の部活動が衰

退し、私立学校やクラブチームに運動能力の高い生徒が流出してしまう危機にあります。顧問教諭の待遇の更なる改善をお願いします。

【回答（人事部勤労課計画係長）】

部活動の指導に関わる処遇についてですが、平成22年4月からいわゆる休日または週休日に教育長が定める対外試合において引率して指導をする場合、一日につき4200円(8時間以上)、ちなみに国基準は3400円です。同じく週休日または休日に部活動指導を行う場合これにつきましては3200円(国基準につきましては2400円)をそれぞれ特殊業務手当として支給しております。これは過去のご要望を踏まえまして国基準を大幅に上回る数字で給付改善を実施したことによるものです。

当教育委員会におきましては現在職責および業績に見合った給与水準構築を進めておりまして、今後とも着実に進めたいと考えております。

【質問】

今回、回答会議に臨むにあたり、部活顧問をしている先生に取材をしました。特殊業務手当ですが、「部活は教員の職務だから特殊業務手当は無くしていこうと言う話が聞こえて来ている」という話が先生方からありましたが、家庭との板挟みの中で、部活指導をされている方が多いので、無くならないようにお願いいたします。

【回答（人事部勤労課計画係長）】

そんなことは全く考えておりません。区や市の単位でも、考えていないと思います。

2. 公立中学校の部活動を活性化する仕組みの構築

中学校において、部活動の教育的意義が高いことは周知の事実です。部活動を教員の職務とし、合同チームでの試合への参加を認めるなどの措置により、部活動の活性化を図って頂いていますが、教員の異動による部の存続の問題が保護者として常に不安な材料となっています。指導者が異動しても安定的に部活動を継続できるような方法をお考えいただき、そのことの各地区教育委員会への働きかけをお願いします。

また、引率者の資格などは部活の種目によっても違っていると聞きます。生徒が試合への参加を望んだ時、教員以外の引率でも試合に出られるよう東京都中学校体育連盟等関係機関との調整をお願いします。

【回答（指導部指導企画課）】

指導者が異動しても安定的に部活動を継続できるような方法についてですが、都教育委員会では公立中学校部活動の休部・廃部の問題を防止するために、希望する区市町村に外部指導員導入のための費用の一部を補助する支援を行っております。この結果顧問の異動等の学校事情による休部・廃部は平成20年度に220部ございましたけれども平成23年度には84部と減少しております。

生徒が試合への参加を望んだ時、教員以外の引率でも試合に出られるような仕組みにつきましては、都中学校体育大会実施要項では「学校事情により日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合には個人種目13種目で校長が承認したものによる引率を認めているところがございます。

【質問】

「個人種目で校長が承認したものによる引率を認めているところでございます。」ということですが、これは「なっていない種目へもできるようにしていただきたい」と言うお願いだったのですが、このお願いは聞いていただけるのですか。

【質問】

例えば、テニスなど同時刻に同じ会場のいくつものコートで何人も同時に試合があるときなど、顧問の先生一人では足りなくて、その学校の他の先生に頼んで行ってもらっています。それが外部指導員の引率で試合に出られれば、先生方の負担は減るが何かあった場合の保険や訴訟の問題を考えると頼みづらいという側面もあると学校で聞きました。保護者の側が自己責任という考えを確認し合えばこれはクリアできると思うので、ぜひ外部指導員の引率による試合への参加を広げていただきたいです。

【回答（総務部教育情報課広聴担当係長）】

個人種目 13 種目ではなく拡大をということですか。

【質問】

13 種目では出来ているということでしたが拡大してください。

3. 外部指導員について

昨年度、中学校の部活動外部指導員について「区市町村教育委員会がそれぞれの要綱で定めている事業として実施しています」という回答をいただいています。指導時間、指導内容や講習への参加等については区市での対応となるということですが、外部指導員の増員によってきめ細かな部活指導が出来るように、また、資質向上のための部活動指導者講習会への参加に交通費や手当を付けて、より多くの方に参加していただくことが出来るよう、東京都の部活動外部指導員導入促進補助事業による補助金の増額をお願いします。

また、外部指導員の導入については、地域によって大きく差があり、指導員の確保が難しい地域もあります。教育の一環として行われている部活動ですから、全都で利用できるよう『教育庁人材バンク』の更なる充実をお願いします。

【回答（指導部指導企画課）】

東京都の部活動外部指導員導入促進補助事業による補助金の増額についてですが、部活動における外部人材の活用につきましては区市町村教育委員会が地域の実情に応じて適切に対応しているところでございます。都教育委員会では公立中学校部活動の休部・廃部の問題を防止するために、希望する区市町村に外部指導員導入のための費用の一部を補助する支援を行っております。

【後日回答】

中学校部活動外部指導員につきましては、区市町村教育委員会がそれぞれの要綱で定めている事業として実施しています。また、各学校に予算を配布するなどして、その導入、取り扱いについて様々な形態をとっているのが実情です。したがって、都教育委員会としては指導時間、指導内容や講習会への参加等についての統一的な対応はしかねます。

【回答（人事部職員課外部人材係長）】

部活動について、全都で利用できるよう『教育庁人材バンク』の更なる充実をお願いしますと言いますが、本事業は当初モデル地区およびモデル校を設定して平成22年度に事業を開始しておりますが平成23年度からは対象を都内全域の公立学校に拡大して実施している所でございます。

【質問】

平成15年度から、年2回都教委が中体連と連絡会を設けているということが過去の要望書に書かれているのですが、それは今でも続いていますか？

【回答（総務部教育情報課広聴担当係長）】

わかりません。

【質問】

続いているようでしたら続けていただきたい。なくなってしまうと、再開していただきたいです。

【回答（総務部教育情報課広聴担当係長）】

はい。

【後日回答】

年2回都教委が中体連と連絡会を行ってはおおりません。中体連の理事会等が年10回程度開催されており、都教委が出席し情報交換を行っております。

【質問】

区や市の大会までは合同チームでも出られるが都大会ではダメな種目がいくつもあります。より多くの種目で合同チームでも大きな試合に出られるように、外部指導員の引率でも試合に出られる種目の拡大と合わせて、中体連との交渉をお願いします。

【質問】

また、部活顧問をしている先生への取材で見えてきたことがあります。ほとんどの種目で、大会に出場するためには審判の出来る顧問、あるいは管理顧問に加えて帯同審判を連れていかなければならないのですが、その先生は大会の審判員に登録されてしまうので自校のチームが負けてしまっても次の日も審判に出掛けなくてはならず自校の生徒は放っておくことになってしまうと言います。また、バスケのような、付いて回って審判をするような種目では少し年齢の高い先生にはかなりつらいとか、島などでは大会の出場には宿泊を伴うので帯同審判をお願いするのに苦労しているという声が聞こえてきました。それで、教育庁人材バンクを充実させそこにいろんな種目の審判の資格を持った外部指導員を置き、費用を付けて大会に派遣していただきたいです。外部指導員による審判が配置されると先生方は本来やるべきこと＝自校の生徒の指導が出来ると思います。

【回答（人事部職員課外部人材係長）】

私どもも人材バンクに登録は呼び掛けて、多様な方に登録してもらうようにしているのですが、専門的な人材については限りがあり、運動系の部活の場合には東京都体育協会と連携をとっており、例えば学校の求めが 全国大会レベルの生徒を指導できるような技術をもった指導者が欲しいなどと言う時にはそういう中身で東京都体育協会に伝えそういった人を紹介したりしています。

【質問】

種目によって工夫していただいているようですが、審判のできる外部指導員の充実と費用を付けての試合への派遣をお願いします。

5 災害時の生徒の安全確保について

災害時に、各公立小中学校において2～3日は生徒を帰宅させずに学校に留め置くという都の方針が伝えられました。それに伴い区や市では非常食や備品の確保が進められようとしています。しかし、昨年度の東日本大震災の例を見ますと、東京都は準被災地であったにも関わらず、駅や幹線道路沿いで、帰宅困難者が多数立ち寄り、「帰宅困難者支援ステーション」の役割を担った学校があります。

一般の企業でも、無理に帰宅させないという方針が都から示されているようですが、それでも、災害が発生した時には様々な事情から、帰宅しようとする人は多くいると予想されます。災害時、帰宅困難者支援ステーションと生徒の安全確保の両立は難しいと考えられます。そこで、帰宅困難者支援ステーションは学校とは別に設置し、小中学校を生徒の居場所として確保していただきますようお願いいたします。

【回答（総務部総務課）】

今配布しております抜粋版になりますが平成24年11月に修正されました「東京都地域防災計画」におきまして帰宅支援ステーション、「都区市町村における」と「都」と言う形に分けて書かれています。

都のところでは一番目の枠のところに全都立学校(島しょを除く)としまして、全都立学校を災害時帰宅支援ステーションと指定し指定された施設への連絡手段を確保、と都立学校についてはこの中にこういう風に定めております。また、これを受けまして各区市町村においてはそれぞれの地域防災計画において避難所指定等小中学校の防災上の位置づけを定めているということになります。

都の防災計画のなかでは小中学校については明確な位置づけをしていないというところがございます。あとは区市町村の判断で位置づけを定めているところです。